

別記様式（第九条関係）

（表）

写 真	第 号 官職 氏名 年 月 日生
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する 法律第28条第2項の規定による	
検 査 員 証	
年 月 日発行 年 月 日限り有効	
発行者名 印	

(裏)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための
施策の推進に関する法律抜粋

第28条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第44条 第28条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。
 - 2 発行者は、国土交通大臣又は文部科学大臣とする。